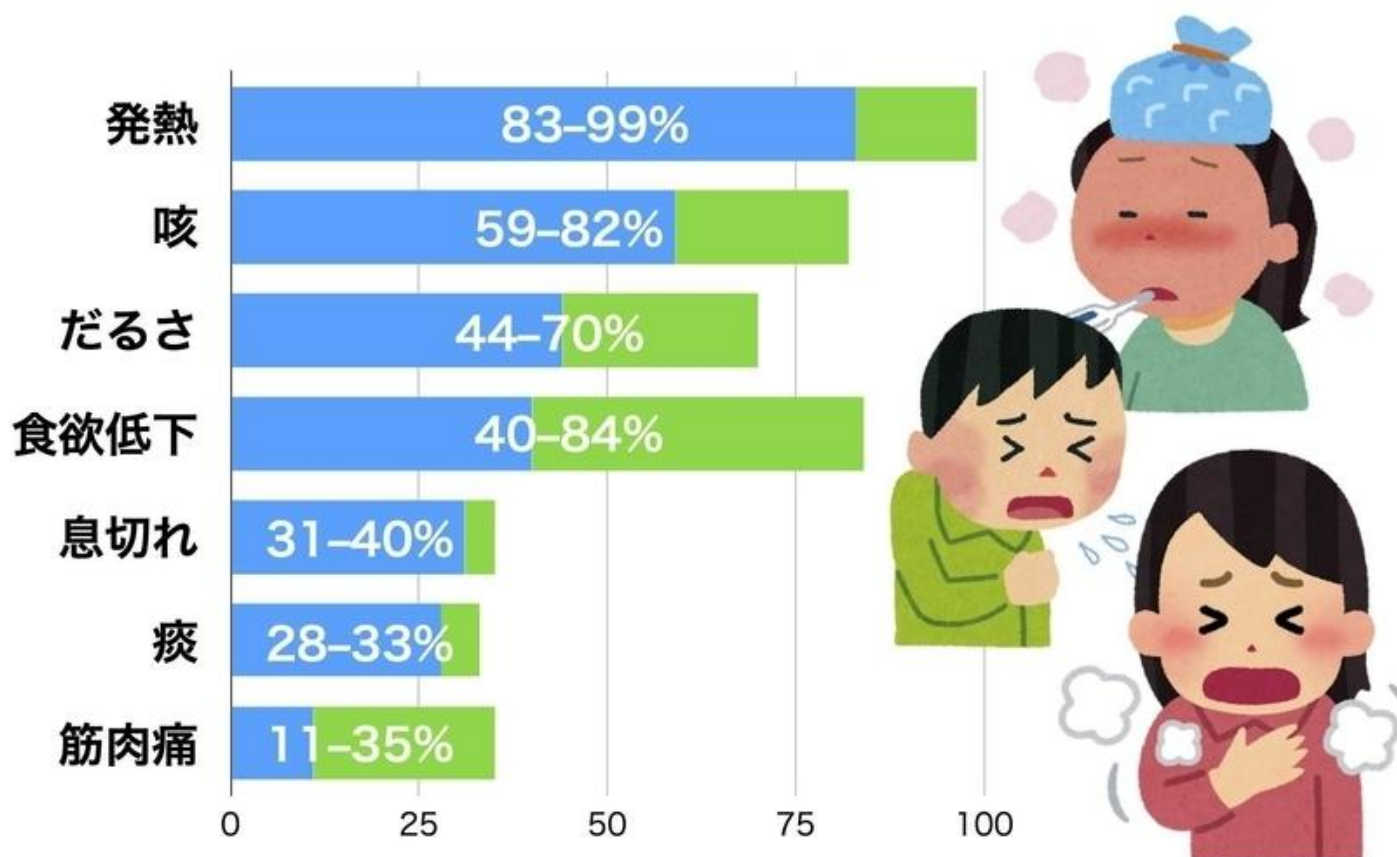


新型コロナウイルス感染症の症状は？

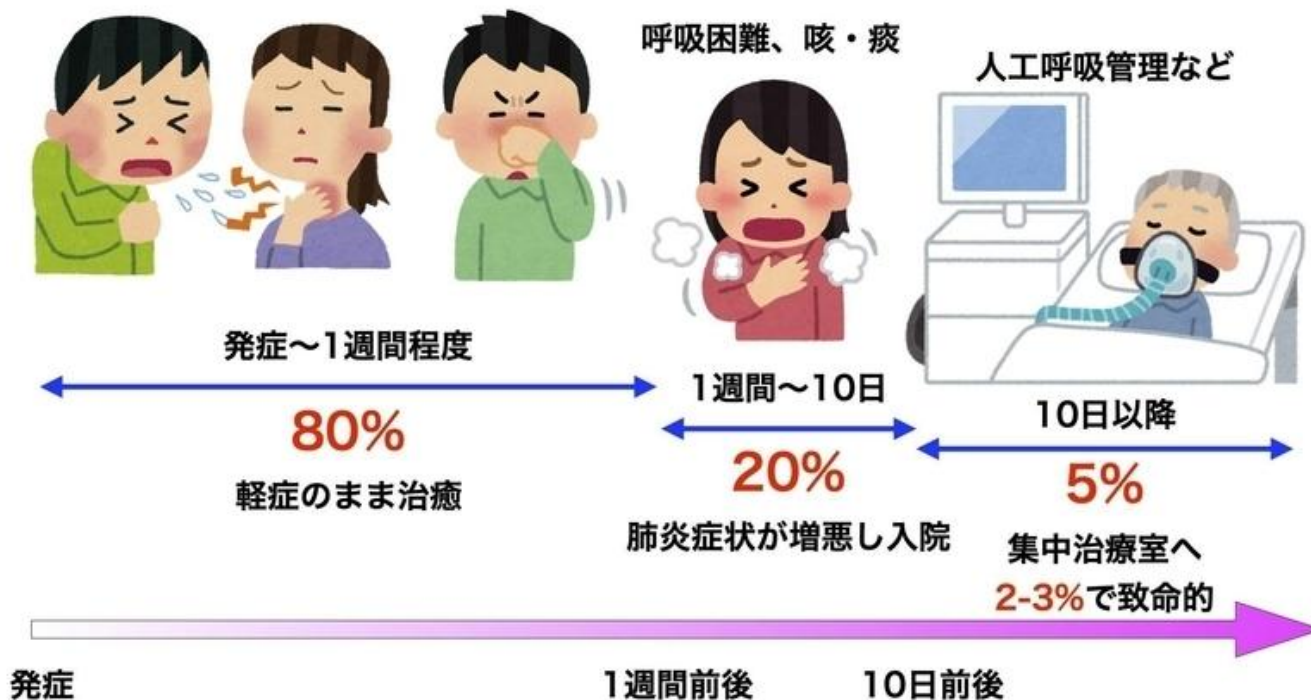


感染してから約4日（最大14日）後に風邪のような症状が出現します。風邪のような症状とは、微熱を含む発熱、咳、ノドの痛みなどです。その他にも頭痛、だるさ、関節痛、筋肉痛などの症状がみられることがあります。

このように、新型コロナウイルス感染症は風邪やインフルエンザによく似ていますが、症状が続く期間がそれらと比べて長いという特徴があります。

特に重症化する事例では、発症から1週間前後で肺炎の症状（咳・痰・呼吸困難など）が強くなってきます。つまり、発症してから1週間程度は風邪のような軽微な症状が続き、約2割弱と考えられる重症化する人はそこから徐々に悪化して入院に至るというわけです。もう一つの特徴として、嗅覚障害・味覚障害を訴える患者さんが多いことも分かっています。特に若年者、女性ではこれらの症状がみられる頻度が高いようです。ただの風邪や副鼻腔炎、花粉症が原因で嗅覚異常・味覚障害が起きることもあるので「嗅覚障害・味覚障害＝新型コロナ」ではありませんが、だらだらと続く風邪症状に加えてこれらの症状があれば新型コロナの可能性は高くなるでしょう。

かぜ症状・嗅覚味覚障害



<「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント>

1. 身体的距離の確保、2. マスクの着用、3. 手洗いや、「3密（密集、密接、密閉）」を避ける等の対策を取り入れた生活様式を実践することが求められています。

これから、夏を迎えるにあたり、皆様には、例年よりもいっそう熱中症にもご注意ください。新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐための「新しい生活様式」における熱中症予防のポイントをまとめました。

(1) マスクの着用について

マスクは飛沫の拡散予防に有効で、「新しい生活様式」でも一人ひとりの方の基本的な感染対策として着用をお願いしています。ただし、マスクを着用していない場合と比べると、心拍数や呼吸数、血中二酸化炭素濃度、体感温度が上昇するなど、身体に負担がかかることがあります。したがって、高温や多湿といった環境下でのマスク着用は、熱中症のリスクが高くなるおそれがあるので、屋外で人と十分な距離（2 m以上）が確保できる場合には、マスクをはずすようにしましょう。マスクを着用する場合には、強い負荷の作業や運動は避け、のどが渇いていなくてもこまめに水分補給を心がけましょう。また、周囲の人との距離を十分にとれる場所で、マスクを一時的にはずして休憩することも必要です。外出時は暑い日や時間帯を避け、涼しい服装を心がけましょう。

(2) エアコンの使用について

熱中症予防のためにはエアコンの活用が有効です。ただし、一般的な家庭用エアコンは、空気を循環させるだけで換気を行っていません。新型コロナウイルス対策のためには、冷房時でも窓開放や換気扇によって換気を行う必要があります。換気により室内温度が高くなりがちなので、エアコンの温度設定を下げるなどの調整をしましょう。

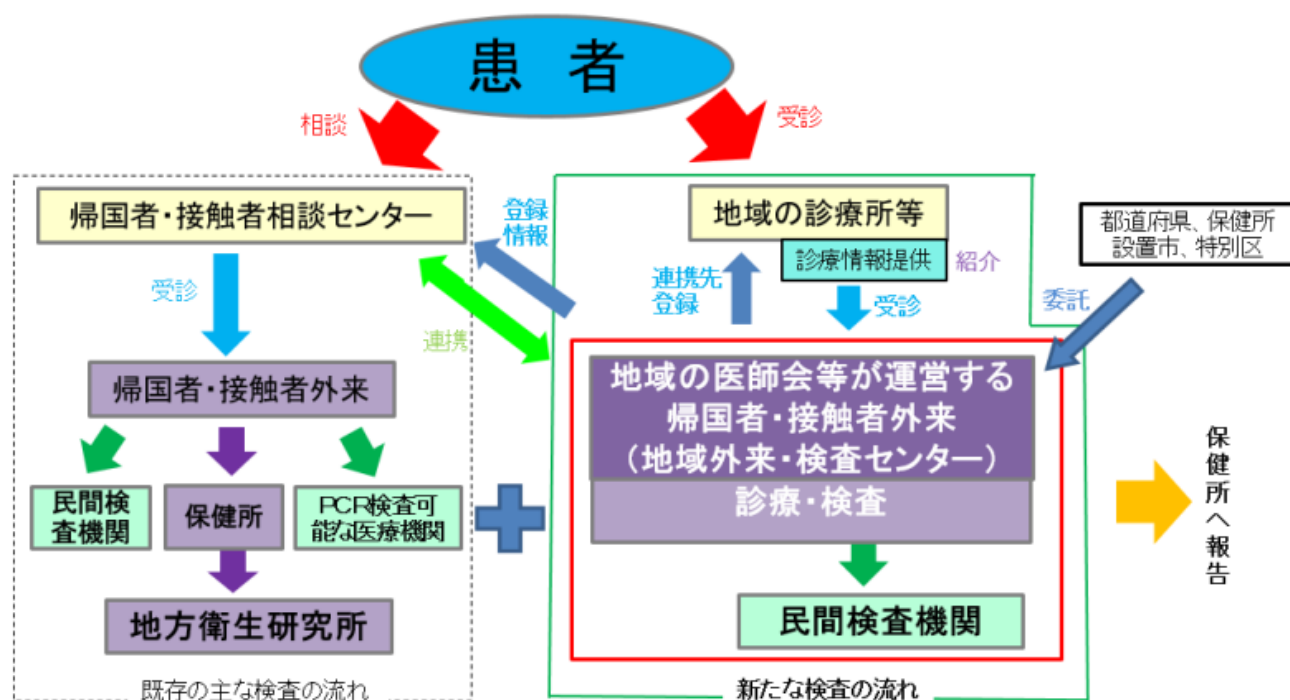
(3) 涼しい場所への移動について

少しでも体調に異変を感じたら、速やかに涼しい場所に移動することが、熱中症予防に有効です。一方で、人数制限等により屋内の店舗等にすぐに入ることができない場合もあると思います。その際は、屋外でも日陰や風通しの良い場所に移動してください。

(4) 日頃の健康管理について

「新しい生活様式」では、毎朝など、定時の体温測定、健康チェックをお願いしています。これらは、熱中症予防にも有効です。平熱を知っておくことで、発熱に早く気づくこともできます。日ごろからご自身の身体を知り、健康管理を充実させてください。また、体調が悪いと感じた時は、無理せず自宅で静養するようにしましょう。

新型コロナウイルスに感染していないか調べてほしい時はどうすれば？



中川保健センターへご連絡ください。052-363-4463 (平日：午前9時より午後5時30分)

新型コロナウイルスの影響で収入が減った方に対して愛知県は支援をしています。「緊急小口資金」「生活総合支援資金」最大で80万円まで借りれます。

緊急小口資金の主な内容

- (1) 貸付対象者・・・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
- (2) 貸付上限・・・学校等の休業、個人事業主等(※)の特例の場合、20万円以内 その他の場合、10万円以内
- (3) 貸付利子・・・無利子

※ 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき

生活総合支援資金(生活支援費)の主な内容

- (1) 貸付対象者・・・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
- (2) 貸付上限・・・（二人以上）月 20 万円以内
（単身）月 15 万円以内 貸付期間：原則 3 月以内
- (3) 貸付利子・・・無利子

上記資金の受付窓口は、**中川社会福祉協議会 052-352-8257**（平日：午前 8 時 45 分～午後 5 時 30 分） 2020 年 9 月 30 日（水）まで受付しています。

手続きは、とっても簡単です。

まずは、「緊急小口資金」の申込をしますが、住民票・身分証明書、銀行の通帳、印鑑の 4 点を持参するだけです。申込書の記入と係の人の聞き取り調査に答えるだけで、10 分程度で終了します。申込をして 1 週間程度で振込がされます。

「緊急小口資金」だけでは足りない方は、1 カ月後に更に「生活総合支援資金」を申し込むことができます。申込の際には「緊急小口資金」が振込になった通帳と印鑑を持参します。毎月の家計の収支状況を係の人に聞かれますので、事前に収支状況が分かる書面を用意されておかれるとスムーズに受付が行われます。振込までには 2～3 週間かかります。